

泉 佐 監 第 7 2 号

平成30年8月17日

泉佐野市長 千代松大耕様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 西 野 辰 也

平成29年度公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成29年度 公営企業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

以下の公営企業ごとに算定した資金不足比率（当該年度の資金不足額の事業規模に対する比率）及び算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 地方公営企業法適用企業：水道事業
- (2) 地方公営企業法非適用企業：下水道事業

第2 審査の期間

平成30年7月13日から同年8月3日まで

第3 審査の方法

審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、財政担当者から説明を聴取の上、審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

2 個別意見

- (1) 水道事業（地方公営企業法適用企業）（単位：％）

比 率 名	平成29年度	平成28年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

前年度と同様、資金剰余額があり、資金不足額は生じていない。

(2) 下水道事業（地方公営企業法非適用企業）

（単位：％）

比 率 名	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

歳入額－歳出額で約10億8,469万2千円の赤字額が生じているが、将来の使用料収入により赤字を解消することができる解消可能資金不足額26億9,476万5千円が控除されることから、前年度と同様、資金不足額は生じていない。

3 むすび

各企業会計の資金不足比率については、経営健全化基準を下回っているが、今後も厳しい経営状況が続くと見込まれるため、今後もなお一層の経営努力を継続していただきたい。